

長野市放課後子ども総合プラン実施場所における おやつ提供について

1 おやつ提供の経緯

- (1) 平成 19 年に国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」(平成 27 年廃止)では、おやつ提供については示されていません。
- (2) 平成 20 年に市が策定した「長野市版放課後子どもプラン」では、食物アレルギーへの配慮などから、おやつは「提供しないことを基本」としました。
- (3) 平成 27 年に国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」では、「栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」としています。
ただし、同指針のパブリックコメントの質疑では「おやつ提供については地域のニーズ等に応じて判断すべき」との見解を示しています。
- (4) 平成 29 年 1 月、長野市社会福祉審議会から、「放課後子ども総合プランの利用者負担について」の答申に当たり、「ガイドライン作成等により保育実費（おやつ代等）が校区や施設で異なる状況の改善に努めること」との意見が附されました。
- (5) 平成 29 年度に策定する「長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン」において、改めておやつ提供に関する方針を示すこととしました。

2 おやつ提供状況（平成 29 年度）

提供の状況	児童館・ 児童センター・ 児童クラブ	子どもプラザ
毎日提供している	25	7
月額 3,000 円～2,501 円	5	1
" 2,500 円～2,001 円	4	1
" 2,000 円～1,501 円	8	2
" 1,500 円～1,101 円	2	—
" 1,000 円～	6	3
長期休業等のみ提供している	11	13
提供していない	8	29
うち長期休業中は持参	—	5
合 計	44	49